

第504回（定例）福崎町議会会議録

令和4年9月6日（火）
午前9時30分開議

○令和4年9月6日、第504回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

代表監査委員 鳥岡照義

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 特別委員会の設置
- 第 5 委員会付託

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 特別委員会の設置
- 第 5 委員会付託

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 常任委員長 おはようございます。
総務文教常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。
委員会は、去る7月19日及び8月22日の2回開きました。
委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。
調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。

7月19日です。

総務課から、令和5年度採用新任職員募集について、試験日、試験会場、採用予定人員などの報告がありました。委員から「優秀な専門職を求めていくに当たり、専門職独自の給料表を考えていただけたらどうか」と、こういう質疑がございました。「土木職は何年も募集しているが、応募そのものがない。技術職だからということで給料を上げることは難しい」との答弁がありました。

8月22日です。

総務課からコロナ対応緊急支援策の進捗状況について、申請件数、給付金額等の報告がありました。委員から「大学生等応援給付金は申請条件が分かりにくいなどの問合せはなかったか」という質疑があり、「電話や窓口で受付前に丁寧に対応しているため、受付した段階では給付できる見込みが立っている。相談は親身に受けている」との答弁がありました。

出納室から令和4年度歳入歳出計算書について説明がありました。委員から「7月末で15億6,700万円余りの残高があるが、その運用方法はどのようなふうになっているか」との質疑があり、「今後の各課の支出予定を聞き取り、起債の償還がある9月に3億円程度残るように、8億円を定期にしている」と答弁がありました。預け入れ先はJAで、利率は0.03%とのことでした。

また、学校教育課に対して、委員から「新聞に中学校の卒業式の日程を高校入試の後にするという話が出てきているという記事が載っていた。子どもたち、家族の方がコロナの心配ができるだけ少なくなるように、方法を検討していただきたい」という意見がありました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の継続調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会は7月20日、8月24日に会議を開催いたしました。詳細につきましては報告書及び資料のとおりであります。以下、项目的に触れておきたいと思っております。

7月20日の委員会では、公害防止協定に基づく3件の協議があり、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告です。

住民生活課は、新型コロナウイルス感染症対応支援策についての報告。

まちづくり課は、工事・業務委託進捗状況、県事業の取組状況、不法占有の訴えについての報告がありました。

上下水道課は、工事・業務委託の執行状況、下水道接続率等の報告です。

福祉課からは、健康長生き事業についての報告。

ほけん年金課からは、新型コロナウイルスワクチン接種、令和4年度の食育推進事業などの報告。

後期高齢者医療被保険者証更新については、2か月証が送付され、10月からの10か月証を9月7日に発送するとなっております。窓口負担が2割になる方は約600人とのこととあります。

子育てアプリは7月から運用を始めております。

地域振興課は、もちむぎ食品センターの第33期事業報告、文珠荘の令和3年度事業報告とマスコットキャラクターの名が決定したとのこととあります。

なお、口頭でありましたが、指定管理者から宿泊などの利用料の見直しの申出を受けており、精査中とのこととあります。

文化観光推進地域計画についての報告がありました。認可の有無は8月末通知予定とのこととあります。

ふるさと納税の自販機を3か所に設置をいたします。

西部工業団地拡張基本構想策定の業務委託の契約が成立をしております。

農林振興課は、工事・業務委託の進行状況、アケボノ企画との訴訟経過報告です。

8月24日の委員会では、公害防止協定に基づく協議は2件で、委員会はそれぞれ了承いたしました。

各課の報告事項です。

住民生活課、新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況の報告、マイナンバーカードは7月末で申請件数が9,285、申請率は48.87%であります。

上下水道課は、工事・業務委託執行状況、下水道接続状況の報告。

公園施設整備事業は、3者から応募があり、9月5日、選定委員会を開催、プロポーザル方式で決定し、9月末頃契約、工期は令和5年3月10日を見込んでおるとのこととあります。

福祉課からは、指定障害児通所支援事業者からの審査請求についての報告がありました。

ほけん年金課は、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布、ワクチン接種の報告であります。

地域振興課は、もちむぎ食品センターの第34期第1四半期の事業報告。文珠荘の休日と宿泊料等の条例改正を9月議会に提案すること。中小企業大学関西校は、その機能を大阪市内に移転をし、令和6年3月で福崎の利用を停止することとあります。観光レンタカーがスタートをいたします。

農林振興課は、工事・業務委託の執行状況、令和4年度の米の作付量及びもち麦の収穫量等の報告がありました。アケボノ企画との訴訟経過、また、農村環境

保全活動省力化・スマート農業導入支援事業補助金を9月議会に提案することとあります。豚熱に感染した野生イノシシの変死体が町内で発見されたことなどの報告です。

まちづくり課からは、工事・業務委託執行状況の報告がありました。委員から「8月1日、市川河川公園の芝刈り作業中に発火したことについて」の質疑がありました。「再検証を含め検討し、報告する」とのこととあります。不法占有の訴えは、8月19日に6回目の口頭弁論があり、10月6日予定の弁論で口頭弁論を終了し、判決に向けて進みたいとのこととあります。町道大貫山田線のボックスの排水ポンプ更新などの報告がありました。

以上です。

議長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会より、議会閉会中の継続調査について報告いたします。

常任委員長 委員会は、6月30日、7月13日、7月21日、7月28日の4回開きました。

委員会では、議会だより第163号の内容について編集を行いました。少しでも多くの方に関心を持っていただけるよう、目次のデザインを変更し、内容が分かりやすくなるよう、審議結果を最初に掲載するなど、レイアウトの工夫をしました。

また、住民生活課から、マイナンバーカードの記事掲載について依頼があり、議会としても協力していきたいということで掲載しました。少しでも効果があることを期待しています。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会 議会運営委員会から、議会閉会中の継続調査について報告させていただきます。

運営委員長 委員会は、7月1日、8月26日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

まず、7月1日の委員会です。

委員会では、主に6月定例会の反省と課題の検討をいたしました。その中で、一般質問通告書について協議し、質問の内容をもう少し具体的に分かるように記載していただきたい旨、全議員に周知することと決定いたしました。

次に、8月26日の委員会です。

委員会では、主に9月定例会の運営について協議し、会期を9月2日から9月26日までの25日間とすること、及び、委員会付託等について確認をいたしました。

なお、陳情書については、机上配付することに決定しました。

また、福崎町議会個人情報の保護に関する条例について協議し、引き続き条例制定に向け検討をしていくことといたしました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の調査報告を終わります。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第31号につきましては、本日、全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第5号、第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、質疑はありませんか。

- 1 2 番 事業報告で、職員の退職等で負担が他の職員にかかっていること、あるいは、夏期手当ですか、これの減額など、人件費の減額等ですと乗り切ってきたというふうなことでありますが、こういう状況があんまり好ましいというふうには思えませんし、しますので、その点について、福崎町は51%を持つ株主として、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 まず、さっき言われました職員の構成についてですが、説明資料の3ページに、もちむぎ食品センターの組織表が載っております。現在は18名の社員で運営している状況でございます。軸となります社長さんにつきましても高齢、74歳でございます。それから、料理の軸になっておられます料理長につきましても70歳ということで、非常にこの両輪が高齢化になっております。

6月末に株主総会を開催しております。任期は2年になっております。この2年間の間に、今、言われております高齢、特に料理長について、非常に高齢で、この人が1人で切り盛りされておりますので、次、担っていただける、料理される方を早急に担い手として探していきたいというのが1つ。

それから、今、コロナの厳しい状況の中でありまして、経常利益的にはプラス80万円の黒字を確保することができました。それもひとえに社長さんの経営のノウハウの中で乗り切っていただいているというような状況でございます。その中でも、町のほうの借入れが、今回、33期は600万円の返済をしていただいております。残りまだ半分程度残っておりますけれども、社長の中で、なるべく前倒しして返していきたいというような中で経営をされているような状況でございます。株式的には半分以上の311株を持っておられると思うんですけれども、第三セクターの民間的なノウハウを活用しながら、広域的なもちむぎ食品センターの販売、それから、レストランの食事など当たって、今後もこの持続的な運営を進めていこうというような形で動いておるところでございます。

- 1 2 番 そういう状況はこの報告書に書かれておりますし、委員会で聞いておりますので、質問いたしましたのは、第三セクター、町が大きな責任を負っていく第三セクターで、従業員の待遇を悪くしていくというふうなことを踏まえて、こうしていくというふうなことに對して、福崎町は株主として、経営に大きな責任を持つ株主として、どういうふうな考え方を持っておられるのかということをお尋ねたわけでありまして。

このかつてのいろいろな事件等の経過から、いろいろありまして、非常に強い決意で再建をやり、町に返済をしていこうという、その思いには非常に敬服をいたすところでありまして、町としても、そういう姿勢に応じて、働いてくださっている方々の待遇問題についての検討を、どのように株主としてのリーダーシップを発揮していくのか、その方針が要るのではないかとこのように1つ思います。

もう1点は、在庫が増えてきておるわけですが、このことによって、生産調整等もまた出てくるということになりますと、福崎町の農業問題についての心配も出てまいります。これらについて、どのように対応していくのか。

私はもう町当局の方針をお聞きしたいと思うんです。会社は何とか再建をしていこう、借金も返していこうということで努力をされている。それは敬服するわ

けですが、福崎町が重要な農業、商工業の振興策として取り組んできた事業でありますので、今言いましたようなこれらについて、どのような方針を持つかということもまた要るのではないかというふうに思うんですね。その点についてお尋ねをいたしております。

町 長 もちむぎ食品センターの経営の状況というのは、先ほど成田課長のほうから報告をさせていただいたところでございます。

このもちむぎ食品センターの運営でございますが、大変厳しい時代を乗り越えて、一定の利益を出すような状況になっていたわけなんですけれども、そこにコロナが出てまいりまして、それからなかなか厳しい経営環境にあるということでございますが、その中であっても、利益を出していくというような状況になっているというところは、このもちむぎ食品センターの社長をはじめとする経営者側のいろんな努力があったのだらうと思っております。

また、その中では、職員の皆様にもいろいろ待遇面でも厳しいことがあったのかもしれませんが、それでも、給料をどうこうしたというわけじゃなしに、賞与はやっぱり株式会社の中でありますので、よくもうかっているときにはたくさん出す、やはり、経営が厳しいときには若干辛抱していただく、こういうことはもうある程度はやむを得ないところであったのかなというふうに思っております。

もちむぎ食品センターも、町の大事な第三セクターとして、継続をしていかなければなりませんので、このコロナ禍の中であっても、やはり乗り切っていく経営をしていかなければいけないと私はそのように感じております。社長が先頭に立って、職員一同、しっかりと頑張っていたいただいていると、このように思っているところでございます。

1 2 番 在庫問題についても聞いたんですが。

町 長 在庫の点については、若干増えてきているというところは事実でございます。というのは、やはりもち麦が大変よく売れる時代がありまして、そのときには50ヘクタールというような最大のその栽培面積までいったわけなんですけど、若干売行きのほうも、コロナもありまして、いろんなことがありまして、少なくなってきたという中で調整をしていただいている部分はございますが、それでも、私自身は、たしか30をちょっと切るぐらいの面積には今はなっておりますが、これは、今後、販売先を開拓するなどして、その栽培面積がどんどん今から少なくなっていくというようなことがないように努力をしていきたいと、このように思っております。

1 2 番 幾ら第三セクターで、株式会社でやってもらっておるとはいえ、やっぱり福崎町の重要な農業、商工業を通じての大きな施策の1つの柱としての位置づけでありますから、そこで働いておられる方々の賞与がどうのこうの、減っても当たり前だというふうな、そんなふうに取れるような表現はどうかというふうに思うんですが、ちなみに、夏期賞与は幾らから幾らに減額をされたんですか。

地域振興課長 夏はなかったと思います。冬に通常の方より100万円落とした形で出しています。3月の末に合わせて、全額で200万円の分を補填したというような状況になっています。

1 2 番 いや、1人当たりによれば、夏に幾ら、冬に幾らというふうに、それは分かりませんか。

地域振興課長 それぞれ役職がございまして、1人当たりというのはちょっと分かりません。

1 2 番 経営に当たっていただいております社長さんが、非常に責任感とその能力で頑張っていたいただいているということであるとはいえ、町ももう少し内容に目を通してよいのではないかというふうに私は思います。ですから、できるだけ働く

人々の犠牲の上に成り立っているというふうなことにならないように、そしてまた、在庫等の問題も含めて、販路開拓についても、町としての努力も要るのではないかというふうに思うんですね。

一番、事件のあったとき、厳しいときに、また、町長が社長に就任した頃には、全国の我々の仲間の議員に向かってもダイレクトメールを繰り返し発送するなど、いろんな販売努力もそれなりにしたわけでありましてけれども、一定の取組もまた要るのかも、あってもいいのかもしれない。その面で、非常に有能な社長さんであるとはいえ、町がお任せになりきってしまっていて、方針を持たないという、任せておくのが方針だというふうなことにならないように、対応が要るのではないかというふうには思います。

以上です。

町 長 先ほどからもお話が出ておりますように、福崎町が50%以上株式を持っている第三セクターでございますので、福崎町に大きな責任があるということは承知をいたしております。そういった意識を持って、しっかりと福崎町も対応していきたいと、このように思っております。

ただ、先ほど賞与の話が出ておりましたが、この分野につきましては、役場の職員であっても、人事院勧告によりまして、景気のいいときには上がりますが、世間一般、民間企業が下がるときには下がるといったことがあります。そういった意味において、やはりそのときそのときの経営状況によって、ある程度の賞与の増減というのは、もうこれは許容していただかなくてはならない部分だと思っております。その中においても、やはり職員の生活を守るという部分については、それはもう大切なことだと思っておりますので、そういう意識を持って、私も取締役の一員として努めていきたいと、このように思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第6号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号、教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第32号から議案第39号までの議案は、決算認定についての議案であります。

それでは、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

1 2 番 せっかく監査委員さんがお越しでありますし、年間通して非常によく監査をしていただいております、長文の立派な報告書も作っていただいております。本当にご苦労さまでございます。

そこで、一言だけ質問をいたしますが、どういうんですか、財政管理については、できるだけ経営が安定していくように、見通しが立っていくようにというふうなそんな意味で、住民福祉の後退とか、そういうふうなことにつながるような意味になっては困るなというふうに思ったりしたわけですね。いろんな料金の値上げやら、福祉の後退になっても困るなというふうに思ったところでもあります。その点について、どのようにお考えでしょうか。

代表監査委員 なかなか広い範囲での大きな質問で、ちょっと答えづらいところもございませうけれども、私の見た範囲におきましては、町としては、一般的な国、県の施策に少しでも上積みをしたような形の中で、住民の生活というのか、利便性も含めまして、なるようにというところが端々で見られたというところで、その点では評価しております。

それと、最後に書きましたけれども、去年も同じようなことを言っておるんですけども、現状での町のいろんな指標は、今のところは堅調であるということでもありますが、やはり将来的な、そういういろんな将来的にかぶさってくる重い状況がいろいろ出てきておると。この辺について、その辺も考えながら、町民のためにできる限りの対応をお願いしたいと、こういうふうに感じております。

以上でございます。

- 1 2 番 もう1点、基金の問題について、その利活用の問題についても触れられておりますが、これらについては、今年初めて触れられておるということでもありませんだけに、その点については、その問題点等をどのように考えられておるのか、町当局はどういうふうな対応をしようとしているのかというふうなことについて、お聞かせいただければと思います。

代表監査委員 基金につきましては、例えば農業農村活性化基金というのは、結構基金の目的としては深い内容のものがあるというように感じております。それが順次基金が目減りしておると。こういう中で、まだ今のところは基金としての額は残っておりますけれども、去年から申しておりますとおり、その基金が近いうちに枯渇するであろうと。それまでには必ずその辺の施策に対応するような、自主財源を基にしたその対応とか、そのあたりをお願いしたいということでもございます。

それと、教育奨励基金、それと、例えば環境保全基金、それと、森林災害復旧維持管理基金、これらについては動きがないというのと、もう1つは、当初の目的もそろそろ終了したというようなことが考えられますので、これらについての後の対応策を早急に検討をお願いしたいと、こういうことでもございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 1 2 番 それから、町長ないし副町長ですか、お尋ねをいたしますが、以前からごみ焼却場なり消防署という、広域行政の件についての検討が進められておるというふうにお聞きをいたしております。当該年度につきましても、その様々な会議や取組があったというふうに思います。

ごみ焼却場については、計画どおり順調に進んでいるというふうな受け止めてよいのかどうかという点、それから、消防署については、その本署とか、新しい場所の計画等が、この年度末か、あるいは5月頃に発表できるのではないかとというふうなこととしてお聞きをしておったんですが、いまだお聞きをしておりませんが、その取組状況について報告を、この年度、どんなふうにしたのか、お聞かせをいただきたいと、思います。

副 町 長 まず、3町のごみ処理施設ですけれども、一応計画どおりに進んでおります。今後、地権者との用地交渉という段階に来ておまして、それに伴ういろんな所々の設計等にも着手をしているところでもございまして、今のところ、目標としております令和9年度の完成に向けて進めております。

それから、消防署の関係でもございます。予算のときですかね、もうしばらくしたらご報告いたしますということは申し上げたんですけども、ちょっと最終的な詰めのところ、今、ちょっと止まっております。また近々、最終的な結論をきちっと3町でまとめまして、委員会のほうには報告できるように、鋭意進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第33号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

1 2 番 県営化の方向になって3年目だったんですかね。この事業のときには、福崎町の持つ基金は、その値上げを抑えていくために、段階的にこの基金を使用していこうというふうなことでありましたが、結果として、基金残高は大きく減らずに、ずっと推移をいたしております。そういう中で、国民健康保険の税負担がどんなふうになっていっているのか気になるところであります。県営化というふうなことの中で、できるだけ県下一本化の方向に向けて進むんだというのは、これまでも本議会でも報告はされておるところであります。国民健康保険税の1世帯当たり、あるいは、1人当たりのその税額、そしてまた、税率等について、県下市町村の状況がございましたら、資料提出をお願いしたいというふうに思うんですが。

町参事兼ほけん年金課長 令和3年度の資料はまだちょっとできていないのかなというふうに思うんですけども、令和2年度の県下の状況がございしますので、中身を確認して、また提出をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第34号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第35号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第36号、令和3年度福崎町水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

2 番 資料の2ページにございます工水の月別配水量なんですけれども、工水の5月、それから1月、この分につきまして、送水量よりも給水量のほうが増えているんですけれども、こういったときにはどういうふうに考えたらよろしいんでしょう。

上下水道課長 今おっしゃられました、この2か月に関しましては、確かに送水量と給水量が逆転しているというような状態でございますが、こういったことがたまに起こり得ます。といいますのは、やはりタンクが2,000トンございますので、そのタンクの容量の中でやりくりするので、送水量と配水量がバランスよく、送水量よりも給水量のほうが少ないというのが通常という姿でありますけれども、これがタンクの容量の関係で逆転する場合もございます。

以上です。

2 番 そうすると、タンクの容量内で捉えたら、特に問題はないということですか。

上下水道課長 資料2ページのその工業用水道が一番下の合計のところを見ていただきますと、送水量が60万2,587立米、給水量が58万3,138立米ということになっておりますので、年間で見ますと送水量のほうが多いという、これは自然な姿

だと思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第37号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

1 2 番 資料を見ますと、基本量の契約を大きく超えて受水しておるといふ、そういうところが幾つかございますが、こういうものについては、基本的な契約水量の変更とか、そういう話は出てないんでしょうか。

上下水道課長 今のところ、そういう話は聞いておりません。

1 2 番 町としては、どちらがよいのでしょうか。

上下水道課長 どちらがよいといいますと、一応2,000トンの認可をもらっておりますので、その中で収めたいと。今、若干余力を残しております、契約水量につきましては。ですから、万が一のことを考えまして、できれば今のままで余力を残しておきたいという考え方があります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第38号、令和3年度福崎町下水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

1 0 番 下水道だけではなく、実は水道、工業用水、全てに当たるんですけど、監査報告書の意見書の部分で、どの会計においても、計画と実績の乖離があるという文面があるんですけど、この辺をもう少し内容を報告いただきたいなど。どういったぐらいの乖離があるのかという部分を少し追加説明をお願いできればと思います。

上下水道課長 乖離のほうは、監査委員からもご指摘いただきまして、十分に見ておるところでございます。全体的にこの計画に対しまして、今の現状はよい方向に、具体的に言いますと、資金、特に水道なんかは1億円ほど計画よりも多く資金をためておるような状況でございます。

下水の場合は繰入金がございます、繰入金の推移というところもあるんですけども、これは大体ほぼ毎年、同じような金額で繰入金をもらっておりますので、その辺はまあまあ予定どおりに進んでいるのかなというところで、今後の計画を立てたというところでもあります。

もう1つ、工業用水につきましては、これも計画よりも、料金値上げを平成29年あたりにしてから、計画よりも多く使用料も入ってきておりますので、順調に推移をしているというようなところを、その乖離という意味では考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 下水道の件については、今、前川議員の言われたような点についてもお聞きをしたかったんですが、また、委員会の段階で詳しくお聞きをしたいというふうに思いますが、ここの経営戦略の中で、重要な柱として、農集排との統合計画というものがあるわけですが、非常にこれはもう当然の、いいことのような前提になっておるわけですが、多面的にやっぱり考えるという面も必要でありまして、かつて、雨が降らない渇水というふうなことが全国的に広範囲に問題になったときに、農業用等を中心にして、中水の利用ということがマスコミ上でも、国政上でもよく言われたというふうに思います。その面で、福崎町の場合で言いますと、

特に大貫、八千種地域は、ため池に頼っておるというところでもありますので、もし長期に雨が降らない渇水というふうな状況になりますと、農業集落排水からの中水というのは、一定の役割を持つのではないかというふうに思ったりもするわけですが、そういうものについても、八千種、大貫地域での自治会とか、あるいは、農業関係の方々との了解等は成り立っておるのでしょうか。

上下水道課長 今おっしゃられた中水道につきましては、この農業集落排水ができた頃から、そういった話があるというのは聞いております。今、その中水道、中水について、統合していくと、確かに排水量が減りまして、そういった問題が起こる可能性はございます。その点につきましても、今、浄化センターの区域の村の方と話を進めておりますので、今後、そういったことについても、各農業集落排水の関係者の方とも話はしていきたいなというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第39号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第41号、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

6 番 現在の指定管理者さんはいろんな取組をされて、町内の皆さんをはじめ、多くの町内外の皆さんの来館といいますか、利用がされていると聞いております。大変喜ばしいことと思っております。

今回、休館日及び利用時間について、説明資料1ページのところですが、指定管理者さんより変更の申出があって、安定した収益を確保しながら、住民サービスの向上を図るために条例改正を行うものと、こう説明資料に書いてあります。確かに、変更内容の1番のところから見ますと、水曜日から木曜日及び第3水曜日へ変更します。これは水曜日は、他の飲食店さん、町内も町外もそうですが、大変休みのところが多くて、水曜日に食事に行くところがないということで、住民の方をはじめ、多くの方から木曜日にしてほしいというお話があったということを知っております。これは非常に経営上から考えても、また、住民の方のサービスということを考えても、非常にいい案だと思うんですが、この8月13日から8月15日までを条例で休館日というふうに出とるんですが、その前の12月29日から翌年の1月3日までは役場もお休みですが、お盆はカレンダーどおりというんですか、そういうふうな今は時代ですし、この8月13日から8月15日の間は、町民の方、お盆で、都会へ出ておられる方とかが多く帰ってこられたりして、大人数になって、食事とかお風呂ということに大変困られるということも考えられると思うんです。ですので、この住民サービスの向上を図るためというふうなうたってありますので、8月13日から8月15日までは、今までも条例には上がっていませんし、ここまで条例まで入れなくてもいいんじゃないかというふうに私も思います。

それと、2番目の利用時間の変更の部分で、入浴のみの利用の方は、休館日の

前日はレジオネラ菌対策を徹底するために、午後8時までを午後6時までに変更しますとあるんですが、夏場というんですか、大変入浴を期待されておるといいますか、入浴したいという方もたくさんおられると思いますし、もしこの入浴のみの利用を、6時までというんですか、宿泊者の方とか食事の利用の方は、この8時まで利用できるんですかね。入浴のみの方は6時までとなつとんですが、宿泊とか食事、ああいういろんな法事というんですか、よく利用もされていますし、そういう場合の方については、6時までじゃなしに、食事が済んだ後、ちょっとお風呂に入って帰ろうかとかというようなことで、8時まで利用できるんじゃないかと私は思うんですが、ですので、この2項については、条例のこの部分から外していただくのが妥当じゃないかと私は考えるんですが、その辺についてお伺いいたします。

地域振興課長 まず、8月13日から8月15日、いわゆる盆です。これはもう従来、ずっと今、この方針でやっておりまして、条例に上がっていなかったもの、町長が特に認めたという形の中で、従来、ずっとやっていったもので、今回、条例改正するに当たって、改めて条例の中に記載しようというものでございます。

それから、もう1点、休館日の前日、午後6時までということで、6時になりますと水を落として、レジオネラ菌の防疫のために清掃をします。これ大体清掃するのに念入りにするので、3時間から4時間ぐらいかかりますので、時間的に日を変ってしまうということもありまして、必ず6時にお湯を落としますので、それまでに入っていたと、泊まっている方は入っていたという形の方針になります。

要は、その2点、8月13日から15日、それから午後6時までについては、雇用の福利厚生面の面もありますので、今回、しっかりした形で条例に記載しているという考えでございます。

6 番 そしたら、そのお風呂の関係は、今も休館日の前日は6時ということになっておるんですね。

地域振興課長 今回、条例改正で承認いただいた後という形で、周知の上、やっていこうとしています。ゴールデンウィークのときに有馬温泉でレジオネラ菌の関係の発生してましたので、そういうものも鑑みながら、対策を練っていく、清掃活動をしていくと。念入りに清掃、消毒していくというような観点でございます。

6 番 そしたら、今までもその消毒というんですか、それは週1回ということで、8時に終わってからされていたということですかね。

地域振興課長 はい、そうです。通常の8時に終わってから社員がやられていたので、3時間、4時間かかるんで、日が変わってしまうという形で、労基法にも触れてしまうというような観点もでございます。

6 番 その今の労働の時間ということも難しい、町民の方のサービスとのてんびんというんですか、それが難しい。経営の方には福利厚生とか、従業員の確保とか、何かそういう面も難しいところがあると、両方のことが大事とは思いますが、今、私もどちらがいいというふうなことはここで分かりませんが、はっきり分かりませんが、できる限り住民の方が利用を、喜んでというんですか、利用していただけるようなことを考えてほしいということは思っております。

町長 住民サービスにもいろいろありまして、私はこういったレジオネラ菌ですか、これを出さない、しっかりとした対策をしたお風呂を提供するということが、もう一番大事な住民サービスなんだろうという思いで、この申出を受けさせていただいたものでございます。

6 番 それは町長の言われるとおりでございます。しかしながら、今までも8時に終

わって、ちゃんとその対策をされて運用をされておりましたということを考えますと、町長の今のおっしゃることは、住民さんのサービスということを第一というんですか、住民さんのためを思えば、その従業員の方は、そりゃ勤務時間がちょっと超過するというところもあるんですが、そこらはまた調整というんですか、その指定管理者さんとしてほしかったなというふうにも思います。

町長 この6時までということにつきましては、お客様の意見もよく聞いて、それを反映した中で考えていこうという方針に基づいて、6時にさせていただくということに判断をさせていただいたものでございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 この宿泊ですが、大広間は1人でも泊まれるということですか。個室については、1名利用というのがなくなって、2名利用というふうになっておりますから、個室は1人ではだめなんだろうと。大広間は1人でも泊まれるという、そういうことですか。

地域振興課長 議案書になります。2ページの備考のところ、8のところですね。大広間の宿泊は6名以上の利用とするということで、6名以上からでございます。

1 2 番 分かりました。失礼、資料だけ見ておりました。

申入れによってということですが、具体的にどういう内容であって、この宿泊関係なり等の改正案ということに至ったんでしょうか。

地域振興課長 今の状況の利用料のままで宿泊を提供しますと、やっぱり管理面、2人体制の人件費がかかってきます。その利用料と人件費、それから、例えば泊まっていた後、クリーニングとか、そういう経費もかかりますので、それとの比較の中で、マイナスが大きいというような形の中で申出があって、利用料を改正してほしいという申出がありました。

町としましては、住民登録のある住民さんについては影響がないような形の中で考えてきた事柄が、今回の提案させていただいているような内容になっております。

1 2 番 泊まさせていただくと、あと、シーツの洗濯とか、人件費とか、それはいろいろありますが、それがどの程度、逆ざやになっておるのか。だから、これだけ分の改正をするんだ。これによって、どれだけの改善になるということなんだろう。年間通して、何人ぐらいの町外の人があって、どれだけの収入増になるというふうなことなんだろう。

地域振興課長 宿泊の人数については、月ごとに大きく変わってきますが、想定では大体5万円から10万円ぐらいかなと思っています。年間で言いますと、50万円程度が改正によりましてアップできるのかなと思っています。

それから、コスト面ですけれども、人件費については、宿泊することによって、2人体制でします。2名で、大体2万2,000円程度の人件費が発生します。それから、クリーニング代でシーツ800円程度かかります。例えばこの中の5名宿泊の場合を見ますと、試算したんですけれども、費用的には2万6,500円ぐらいの費用が、人件費とシーツ代でかかります。それに対して利用料、頂ける収入につきましては、2,750円のところを4,400円に改定したいので、その5人分で2万2,000円程度かかります。これを見ますと、大体これぐらいで何とか採算が取れるところの範囲まできたのかなというふうな状況でございます。

1 2 番 資料で作っていただいて見ないと、一体要る必要に対して幾らペイできるのかというふうなところもよく分かりませんが、これぐらいで、果たしてその今言われたような部分の経費になるのかなというふうにも思ったりもいたします

が、いずれにいたしましても、自治基本条例では、住民とは、福崎町に住民票のある人、あるいは仕事に来ておる人、学びに来ておる人、旅行者等も、福崎町の住民として考えて、よい町をつくっていこうというふうには自治基本条例ではしておるし、それから、観光客含めて多くの人たちに福崎町に来てもらおう、あるいは滞在してもらおうという、そういうふうなことになっておるわけでありまして、こういう状況の中で、町外の人にだけ値上げをつけていくのが、その論理性からいって、どうなのかというふうなことをちょっと思います。

それから、もう1つ、指定管理が行われて事業が始まったのは今年の1月からでありまして、指定管理のときには募集をかける。そのときの条件としては、文珠荘の料金体系はこういう条例でこうなっていますと。これだけの金額になっていますと。その上に立って、申請をしてくださいます、希望してくださいということで、エントリーされて契約をしたわけですね。それで、まだ半年ですが、部分的に申出があったから、それで改善していくのかどうかというふうな、このうち私はもう全てが否定的にというふうな意見ではないんですよ。そういうふうな仕組みが、当初の募集をかけたときの条件、あるいは、契約したときの条件からいって、どうなのかという点、先ほどもちむぎの指定管理のところでの質疑をいたしました、大変な経営努力をされて、職員の人件費等を下げてでも、とにかく一生懸命経営をやっておるといって、そういう状況でありまして、そういう点で、同じ指定管理でも、ちょっと町当局の姿勢が違うのかなという、そんな思いをいたしましたところでもあります。詳細については、また委員会で審議をさせていただきたいと思いますが、ちょっと役目柄、ここでも聞いておきたいと思ったわけです。

議 長 質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。
再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

◇

議 町 長 会議を再開いたします。

長 今回の条例改正に当たりましては、少なくとも、福崎町の住民の皆様には影響がないようにという思いで、改正をさせていただいております。町外の方も、今、いわゆる交流人口や関係人口の中やないかというようなご意見でございますが、それはもっともな話かなというふうには思っておりますが、私、区別もさせていただきましたが、それでも、料金自身は一般の宿泊施設に比べて安い値段で提供しているというふうに、私はそういう思いでおります。

そして、文珠荘、大変厳しい経営環境でございます。何が一番厳しいかといえ、このコロナで宴会が戻ってないんですね。何でもうけていたかといったら、そんな宿泊施設じゃないんですよ。宿泊施設はそんなに影響があるわけじゃないんです。宴会で経営が成り立っていたという中で、まだまだコロナ感染が終息していない中で、厳しいというようなこともございまして、この状況は、例えばコロナが終息したとしても、なかなか一気に元に戻らないのかなというような思いもございまして、状況が、経営状況と言っていいのか、そういった状況は刻々と変わってきているという中で、適切な時期に適切な対応をするということは、私は大事なことはないかなというふうには思っております、そういう考え方の下で、今回、条例改正を提案させていただいておりますので、何とぞご理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第42号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第43号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1
号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませ
んか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を
終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第31号、教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、本会
議において、ただいまから即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、本会議において即決することに決定いたし
ました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第31号、教育委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定いたしま
した。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 日程第4は、特別委員会の設置であります。
本件を議題として、お諮りいたします。
議案第32号から議案第39号までの計8議案は、令和3年度の一般会計をは
じめ、各特別会計及び企業会計の決算認定についてであります。
令和3年度の各会計の決算認定議案につきましては、議長及び監査委員である

次の定例会 3 日目は、9 月 21 日（水）午前 9 時 30 分から再開いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 59 分